

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により橿原市から意見を聴きましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

平成二十四年十一月十六日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 （仮称）スーパーエバグリーン橿原店

所在地 橿原市膳夫町四四三番一及び出垣内町四番ほか

二 橿原市から聴取した意見の概要

1 環境関係

- (一) 大気汚染、水質汚染、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭の公害を防止するため、事業者の負担において必要な措置を講じること。
- (二) 工事を実施する際、公害を及ぼすと思われる付近住民に対して事前説明を行うとともに、公害が発生した場合は誠意をもって対応すること。

2 開発行為許可関係

- (一) 建築物の建築については、建築基準法、奈良県住みよい福祉のまちづくり条例及び省エネルギー法に基づき、事前に手続を行うこと。
- (二) 開発許可申請までに、橿原市開発指導要綱第十四条第二項の規定による開発事業に関する協定書を締結すること。
- (三) 開発工事及び建築工事が建設リサイクル法による届出対象となる場合は、事前に届出を行うこと。

3 教育関係

- (一) 開発区域は、香久山小学校及び八木中学校の児童及び生徒の生活圏であるため、工事中及び開店後の物資搬入においては、警備員を配置する等、通行の安全に万全の配慮をすること。
- (二) 特に休日夜間等に、青少年等の「たまり場」にならないよう留意し、青少年の健全育成に協力すること。
- (三) 今後、周辺幼稚園・小中学校及びPTA等より何らかの意見、要望等が出てきた場合には、現時点において予測できる問題であるか否かにかかわらず、その都度誠意をもって話し合い、善処すること。

4 その他

大規模小売店舗立地法第四条第二項の規定に基づく「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」を遵守すること。

三 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部商業振興課

四 縦覧期間

平成二十四年十一月十六日から同年十二月十七日まで

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで